

交通政策審議会海事分科会船員部会
海上旅客運送業最低賃金専門部会 議事次第

令和6年10月11日(金)
10:30～12:00
2号館低層棟共用会議室5

1. 開 会

2. 議 事

議題1. 専門部会長の選任について

議題2. 海上旅客運送業最低賃金を取り巻く状況について

議題3. 海上旅客運送業最低賃金の改正について

3. 閉 会

海上旅客運送業最低賃金専門部会委員名簿

(敬称略、五十音順)

(公益を代表する委員)

石崎 由希子 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院 教授

野川 忍 明治大学専門職大学院法務研究科 教授

(関係船員を代表する委員)

井上 寛信 全日本海員組合 国内部副部長補

遠藤 飾 全日本海員組合 政策局総合政策部長

(関係使用者を代表する委員)

関 季之 ハートランドフェリー株式会社 専務取締役

山口 隆弘 阪九フェリー株式会社
取締役海務部長兼安全統括管理者

配 布 資 料 一 覧

- 資料 1 交通政策審議会への諮問について
諮問第 4 5 7 号「船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金、海上旅客運送業最低賃金及び漁業（かつお・まぐろ）最低賃金の改正について」
- 資料 2 海上旅客運送業最低賃金（平成 8 年 10 月 30 日運輸省最低賃金公示第 6 号）
- 資料 3 国内旅客輸送業の概要
- 資料 4 最低賃金適用対象事業者数、船舶数及び船員数
- 資料 5 海上旅客運送業船員賃金実態調査
- 資料 6 海上旅客運送業の最低賃金の改正状況
- 資料 7 海上旅客運送業に係る労使間協定賃金
- 資料 8 最低賃金の改正に係る参考資料
- ・ 海上旅客運送業最低賃金決定状況（地方運輸局長等関係）
 - ・ 費目別、世帯人員別標準生計費（令和 6 年 4 月）
 - ・ 消費者物価指数（10 大費目）
 - ・ 決定方式、産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数
 - ・ 地域別・産業別最低賃金の全国加重平均額
 - ・ 地域別最低賃金額改定の目安の推移
 - ・ 地域別最低賃金額一覧
 - ・ 給与勧告の実施状況等

国海員第 1 0 3 号

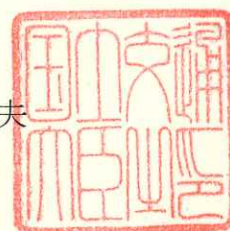
令和 6 年 7 月 2 4 日

交通政策審議会

会 長 橋 本 英 二 殿

国土交通大臣

齊 藤 鉄 夫



交通政策審議会への諮問について

最低賃金法（昭和 3 4 年法律第 1 3 7 号）第 3 5 条第 7 項の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第 4 5 7 号

船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金、海上旅客運送業
最低賃金及び漁業（かつお・まぐろ）最低賃金）の改正について

諮問理由

全国内航鋼船運航業最低賃金（平成 8 年運輸省最低賃金公示第 5 号）、海上旅客運送業最低賃金（平成 8 年運輸省最低賃金公示第 6 号）及び漁業（かつお・まぐろ）最低賃金（令和 4 年国土交通省最低賃金公示第 4 号）を改正することについて、最低賃金法第 3 5 条第 7 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

海上旅客運送業最低賃金

平成 8 年10月30日	平成 8 年運輸省最低賃金公示第 6 号
一部改正平成 9 年10月31日	平成 9 年運輸省最低賃金公示第 5 号
一部改正平成10年11月 2 日	平成10年運輸省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成11年11月 1 日	平成11年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成12年11月10日	平成12年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成13年11月 1 日	平成13年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成26年 3 月 3 日	平成26年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成26年11月20日	平成26年国土交通省最低賃金公示第 4 号
一部改正平成27年12月 2 日	平成27年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成28年11月28日	平成28年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成29年12月 8 日	平成29年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成30年12月 5 日	平成30年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正令和元年12月18日	令和元年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正令和 3 年 1 月20日	令和 3 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正令和 4 年 1 月20日	令和 4 年国土交通省最低賃金公示第 1 号
一部改正令和 5 年 1 月20日	令和 5 年国土交通省最低賃金公示第 1 号
一部改正令和 6 年 1 月22日	令和 6 年国土交通省最低賃金公示第 2 号

1 適用する地域

全国

2 適用する使用者

船員法（昭和 2 2 年法律第 1 0 0 号）第 1 条に規定する船舶であって、旅客運送の用に供するもののうち、次の各号に掲げる船舶の所有者（船員法第 5 条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

(1) 遠洋区域を航行区域とする船舶

(2) 近海区域を航行区域とする船舶

(3) 沿海区域を航行区域とする総トン数 1 0 0 トン以上の船舶（その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で 2 時間以内に往復できる区域に限定されている船舶を除く。）

3 適用する船員

前項の使用者に雇用されている船員であって、同項の船舶に乗り組む職員（船長を含む。以下同じ。）及び部員

4 前項の船員に係る最低賃金額（月額）

(1) 職員（事務部職員を除く。）	2 5 5, 7 5 0 円
(2) 事務部職員	2 0 0, 7 5 0 円
(3) 部員	1 9 2, 9 0 0 円

5 最低賃金に算入しない賃金

(1) 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当及びこれらの労働に対応する部分の能率給、歩合給など

(2) 夜間の労働に対し支払われる夜間割増賃金

(3) 臨時的に行う通常の労働以外の労働に対し支払われる作業手当、荷役手当、欠員手当など

(4) 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など

(5) 1 か月を超える期間毎に支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金

(6) 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

附 則（平成 9 年運輸省最低賃金公示第 5 号）

この公示は、平成 9 年 1 月 30 日から効力を生ずる。

附 則（平成 10 年運輸省最低賃金公示第 2 号）

この公示は、平成 10 年 12 月 2 日から効力を生ずる。

附 則（平成 11 年国土交通省最低賃金公示第 2 号）

この公示は、平成 11 年 12 月 1 日から効力を生ずる。

附 則（平成 12 年国土交通省最低賃金公示第 2 号）

この公示は、平成 12 年 12 月 10 日から効力を生ずる。

附 則（平成 13 年国土交通省最低賃金公示第 2 号）

この公示は、平成 13 年 12 月 1 日から効力を生ずる。

附 則（平成 26 年国土交通省最低賃金公示第 2 号）

この公示は、平成 26 年 4 月 2 日から効力を生ずる。

附 則（平成 26 年国土交通省最低賃金公示第 4 号）

この公示は、平成 26 年 12 月 20 日から効力を生ずる。

附 則（平成 27 年国土交通省最低賃金公示第 2 号）

この公示は、平成 28 年 1 月 1 日から効力を生ずる。

附 則（平成 28 年国土交通省最低賃金公示第 2 号）

この公示は、平成 28 年 12 月 28 日から効力を生ずる。

附 則（平成 29 年国土交通省最低賃金公示第 2 号）

この公示は、平成 30 年 1 月 7 日から効力を生ずる。

附 則（平成 30 年国土交通省最低賃金公示第 2 号）

この公示は、平成 31 年 1 月 4 日から効力を生ずる。

附 則（令和元年国土交通省最低賃金公示第 2 号）

この公示は、令和 2 年 1 月 17 日から効力を生ずる。

附 則（令和 3 年国土交通省最低賃金公示第 2 号）

この公示は、令和 3 年 2 月 19 日から効力を生ずる。

附 則（令和 4 年国土交通省最低賃金公示第 1 号）

この公示は、令和 4 年 2 月 19 日から効力を生ずる。

附 則（令和 5 年国土交通省最低賃金公示第 1 号）

この公示は、令和 5 年 2 月 19 日から効力を生ずる。

附 則（令和 6 年国土交通省最低賃金公示第 2 号）

この公示は、令和 6 年 2 月 21 日から効力を生ずる。

国内旅客輸送業の概要

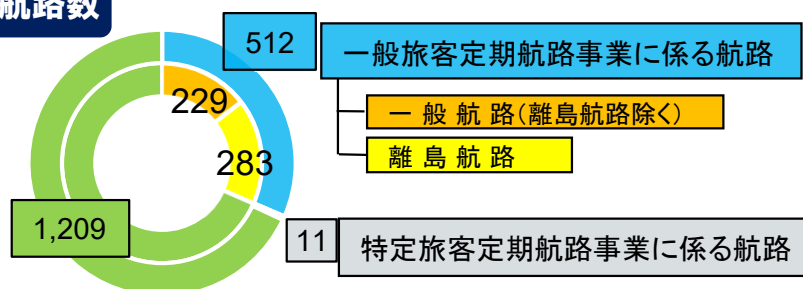
令和6年10月
海事局内航課

国内旅客船事業の概況

- フェリー・旅客船は日本の各地で地域の住民の移動手段や物流を担う重要な交通インフラであり、また、地域の魅力を活かした船旅が各地で実施されており、観光分野からも地域経済を支えている。
- 国内旅客航路は、一般旅客定期航路事業(512航路)と旅客不定期航路事業(1,209航路)及び特定旅客定期航路事業(11航路)から成る。事業者数に大きな変動はないが、輸送人員は長期的に低下傾向にある。さらに、新型コロナウイルスの影響により、近年大きく減少していたものの、令和4年度はこうした影響が徐々に緩和されたことにより、前年度比28.8%増となった。
- 航路維持が大きな課題であり、訪日外国人旅行者を含む観光需要の取り込みが航路活性化に向けて重要。

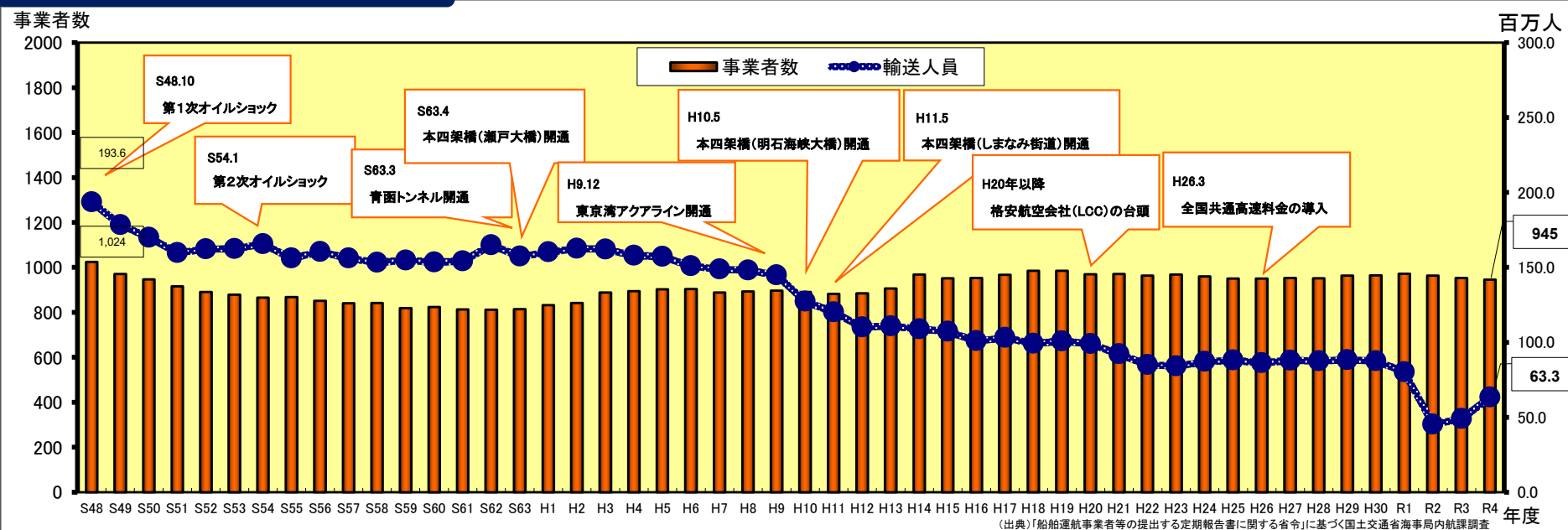
国内旅客船航路事業の航路数

※・R4.4.1時点の航路数
・海上タクシー(旅客定員12名以下)の航路数は除く



一般旅客定期航路事業	航路を定めて定期的に運航 例)長距離フェリー・離島航路等
特定旅客定期航路事業	特定の者の需要に応じて、 航路を定めて定期的に運航 例)スクールボート等
旅客不定期航路事業	航路を定めて不定期に運航 例)屋形船・遊覧船等

国内旅客船事業の輸送量の推移





一般旅客定期航路事業者の経営及び旅客船の船齢状況について

- 一般旅客定期航路事業者及び長距離フェリー航路事業者とも、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による落ち込みから回復の途上にあり、平均売上高及び平均収支率ともに前年度を上回った。
- 燃料費は原油価格高騰の影響を受けて、全費用中の30%を超える割合になっており、予断を許さない状況が続いている。
- また、船舶の耐用年数である14年以上の老齢船の隻数比率は、近年 75%を超えて推移しており、2022年現在 80%を占める。

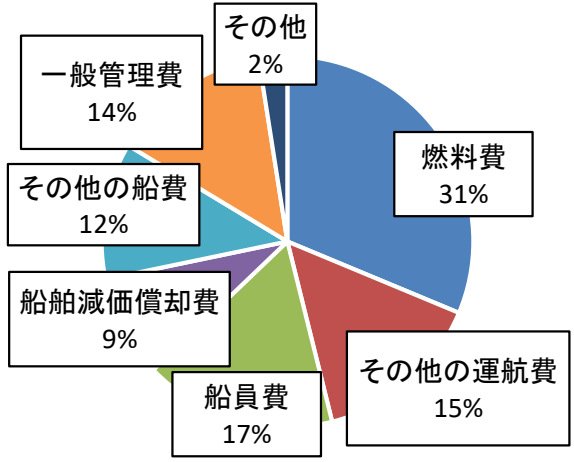
一般旅客定期航路事業者の 主な経営指標

平均売上高	683百万円
平均収支率	100%

(379事業者)

費用割合

(2022年度実績)



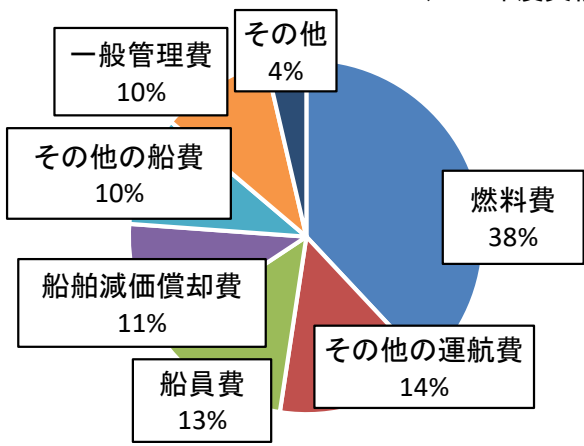
長距離フェリー航路事業者の 主な経営指標

平均売上高	13,820百万円
平均収支率	108%

(9事業者)

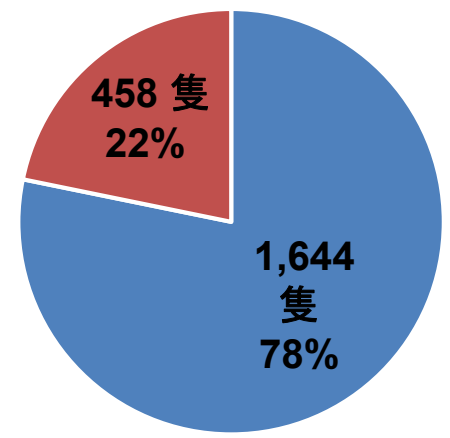
費用割合

(2022年度実績)



旅客船の船齢状況

全2,102隻
(2024.4.1時点)



■ 14年以上の船舶 ■ 14年以内の船舶

旅客航路事業現況表より

訪日外国人旅行者受入環境整備事業

○ 訪日外国人旅行者受入環境整備に積極的に取り組む地域において、公共交通機関におけるストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、多言語対応の強化、無料Wi-Fiサービスの提供拡大、キャッシュレス決済の普及、バリアフリー化の推進等に関する個別の取組を支援する。

交通サービスインバウンド対応支援事業

補助率

3分の1 等

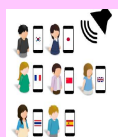
事業主体

公共交通事業者等

多言語対応(事故・災害時等を含む)



・多言語表記等



・案内放送の多言語化



・タブレット端末、携帯型翻訳機等の整備



・多言語バスロケーションシステムの設置

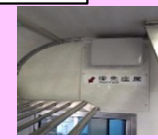


・インバウンド対応型鉄軌道車両の導入

無料Wi-Fiサービス



・旅客施設や車両等の無料Wi-Fi整備



トイレの洋式化等



・洋式トイレ、多機能トイレの整備



キャッシュレス決済対応



・全国共通ICカードの導入



・QRコードやクレジットカード対応、企画乗車船券のICカード化



・企画乗車船券の発行



・レンタカーのキャッシュレス対応

非常時のスマートフォン等の充電環境の確保



・非常用電源装置、携帯電話充電設備等



旅客施設や車両等の移動円滑化(大きな荷物を持ったインバウンド旅客のための機能向上)



・段差解消(エレベーター)



・LRTシステムの整備



・インバウンド対応型バス・タクシーの導入



・鉄道車両の荷物置き場の設置



・ジャンボタクシーの導入



・スロープ型タラップの整備



・船内座席の個室寝台化

移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応



・観光列車



・魅力ある観光バス



・サイクルトレイン、サイクルシップ



レンタカーの外国人ドライバー支援

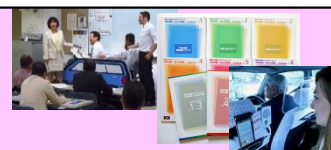


・ドライブ支援アプリによる情報提供



・専用ステッカーの普及

バス・タクシードライバーへの外国語接客研修



等

最低賃金適用対象事業者数、船舶数及び船員数

(令和6年4月1日現在)

業 種 局 別		海上旅客運送業			
		事業者数	船舶数(隻)	船員数(人)	組織船員数(人)
北海道運輸局	① (R6. 4. 1)	7	16	434	409
	② (R5. 4. 1)	6	16	399	399
	① — ②	1	0	35	10
東北運輸局	① (R6. 4. 1)	1	3	58	58
	② (R5. 4. 1)	1	3	55	55
	① — ②	0	0	3	3
関東運輸局	① (R6. 4. 1)	14	23	586	554
	② (R5. 4. 1)	14	17	692	660
	① — ②	0	6	△ 106	△ 106
北陸信越運輸局	① (R6. 4. 1)	2	4	132	132
	② (R5. 4. 1)	2	4	143	143
	① — ②	0	0	△ 11	△ 11
中部運輸局	① (R6. 4. 1)	3	7	184	184
	② (R5. 4. 1)	3	7	176	176
	① — ②	0	0	8	8
近畿運輸局	① (R6. 4. 1)	5	15	599	575
	② (R5. 4. 1)	5	15	585	562
	① — ②	0	0	14	13
神戸運輸監理部	① (R6. 4. 1)	0	0	0	0
	② (R5. 4. 1)	1	2	88	88
	① — ②	△ 1	△ 2	△ 88	△ 88
中国運輸局	① (R6. 4. 1)	3	7	80	80
	② (R5. 4. 1)	3	7	115	115
	① — ②	0	0	△ 35	△ 35
四国運輸局	① (R6. 4. 1)	6	12	282	265
	② (R5. 4. 1)	7	12	279	261
	① — ②	△ 1	0	3	4
九州運輸局	① (R6. 4. 1)	22	32	894	840
	② (R5. 4. 1)	22	31	866	818
	① — ②	0	1	28	22
沖縄総合事務局	① (R6. 4. 1)	2	2	25	25
	② (R5. 4. 1)	2	2	29	29
	① — ②	0	0	△ 4	△ 4
計	① (R6. 4. 1)	65	121	3,274	3,122
	② (R5. 4. 1)	66	116	3,427	3,306
	① — ②	△ 1	5	△ 153	△ 184

海上旅客運送業船員賃金実態調査

【職員】

	年 齢	本 給	計
賃金が最も高かった者	49歳	304,000円	753,500円
賃金が最も低かった者	77歳	256,000円	256,000円
平 均	52.0歳	350,095円	454,792円
人 数	66人		

【部員】

	年 齢	本 給	計
賃金が最も高かった者	62歳	338,430円	454,985円
賃金が最も低かった者	69歳	193,000円	193,000円
平 均	49.7歳	226,627円	276,075円
人 数	59人		

資料説明

- 1 国土交通大臣が決定する海上旅客運送業最低賃金の適用を受ける船舶のうち、未組織船に乗組む船員に対し、令和6年5月に支給された賃金の実態について調査したものである。
- 2 調査は未組織船員を対象に、9隻（職員66人、部員59人）について回収集計した。
- 3 表中の「計」は、本給、家族手当、職務手当、その他恒常的に支払われる手当及び航海日当の合計額である。

海上旅客運送業の最低賃金の改正状況

年度	最低賃金額		
	職員	事務部職員	部員
平成 8 年	234,350円	181,250円	169,450円
平成 9 年	236,950円	183,250円	172,600円
平成 1 0 年	238,050円	184,100円	175,800円
平成 1 1 年	—	—	176,500円
平成 1 2 年	—	—	177,050円
平成 1 3 年	238,300円	184,200円	177,500円
平成 1 8 年	—	—	—
平成 2 5 年	239,250円	185,150円	178,250円
平成 2 6 年	240,250円	186,150円	179,000円
平成 2 7 年	242,050円	187,950円	180,600円
平成 2 8 年	243,050円	188,950円	181,600円
平成 2 9 年	244,050円	189,950円	182,600円
平成 3 0 年	245,350円	191,250円	183,900円
令和元年	246,450円	192,350円	185,000円
令和 2 年	246,800円	192,700円	185,350円
令和 3 年	247,350円	193,250円	185,900円
令和 4 年	248,350円	194,250円	186,900円
令和 5 年	255,750円	200,750円	192,900円

※ 記載のない年度は、諮問が行われていない。

1. 職員(事務部職員を除く。)

最賃額

255,750

(単位:円)

会 社 名	職 名	基 本 給 (初 任 額) 標 齢 給 職 務 給	乗 船 手 当 等	フ ェ リ ー 当	航 海 日 当	そ の 他	合 計	最 賃 額 と の 差	備 考 (航海日当/月)
A	航・機士	181,550	68,570		14,100		264,220	8,470	大型C F 20.00 日
B	〃	181,550	68,570		12,866		262,986	7,236	個別協約 18.25 日
C	〃	246,450	2,500	9,720	3,000	31,040	292,710	36,960	個別協約 20.00 日
D	〃	198,000			25,000	35,000	258,000	2,250	個別協約 17.33 日
E	〃	190,000	68,570		14,100		272,670	16,920	大型C F 20.00 日
F	〃	183,240	68,570		14,100		265,910	10,160	大型C F 20.00 日
G	〃	257,770	3,740	64,440	1,400		327,350	71,600	個別協約 20.00 日
H	〃	257,000	3,600		4,650	15,855	288,605	32,855	個別協約 21.00 日
I	〃	239,570	10,000	35,936			285,506	29,756	個別協約 ー 日
J	〃	181,550	68,570		14,805		264,925	9,175	大型C F 21.00 日
K	〃	184,930	68,570		13,395		266,895	11,145	大型C F 19.00 日
L	〃	186,620	68,570		12,690		267,880	12,130	大型C F 18.00 日
M	〃	181,550	68,570		14,100		264,220	8,470	大型C F 20.00 日
N	〃	253,470		25,350	13,400		292,220	36,470	中四旅客 20.00 日
O	〃	268,240	1,700		19,090	6,050	295,080	39,330	個別協約 23.00 日
P	〃	181,550	68,570		14,100		264,220	8,470	大型C F 20.00 日
Q	〃	233,120	16,500		21,150	82,500	353,270	97,520	個別協約 30.00 日
R	〃	253,703		25,373	9,100		288,176	32,426	中四旅客 20.00 日

2. 事務部職員

最賃額

200,750

(単位：円)

会 社 名	職 名	基 本 給 (初 任 額)		乗 船 手 当 等	フ ェ リ ー 手 当	航 海 日 当	そ の 他	合 計	最賃額 との差	備 考 (航海日当／月)		
		標 齢 給	職 務 給									
a	事務員 (未経験)	246,290	3,580	61,570		1,400		312,840	112,090	個別協約	20.00	日
b	〃	181,550	19,090			14,100		214,740	13,990	大型C F	20.00	日
c	〃	235,730		23,570		13,400		272,700	71,950	中四旅客	20.00	日

3. 部員

最賃額

192,900

(単位：円)

会 社 名	職 名	基 本 給 (初 任 額)		乗 船 手 当 等	フ ェ リ ー 当 手	航 海 日 当	そ の 他	合 計	最賃額 との差	備 考 (航海日当／月)		
		標 齢 給	職 務 給									
A a	部員 (未経験)	202,690				16,560	3,800	223,050	30,150	個別協約	23.00	日
B b	〃	160,000				15,000	20,000	195,000	2,100	個別協約	17.33	日
C c	〃	172,950			4,350	13,335	7,500	198,135	5,235	個別協約	21.00	日
D d	〃	174,790	18,480			12,700		205,970	13,070	大型C F	20.00	日
E e	〃	174,790	18,480			13,335		206,605	13,705	大型C F	21.00	日
F f	〃	174,790	18,480			12,700		205,970	13,070	大型C F	20.00	日
G g	〃	177,550		17,755		6,300		201,605	8,705	中四旅客	20.00	日
H h	〃	174,790	18,480			11,588		204,858	11,958	個別協約	18.25	日
I i	〃	174,790	18,480			11,430		204,700	11,800	大型C F	18.00	日
J j	〃	174,790	18,480			12,700		205,970	13,070	大型C F	20.00	日
K k	〃	174,790	18,480			12,065		205,335	12,435	大型C F	19.00	日
L l	〃	174,790	18,480			12,700		205,970	13,070	大型C F	20.00	日
Mm	〃	175,720	3,410	43,930		1,000		224,060	31,160	個別協約	20.00	日
N n	〃	177,550		17,760		10,300		205,610	12,710	中四旅客	20.00	日
O o	〃	177,050		8,100		2,000	22,218	209,368	16,468	個別協約	20.00	日
P p	〃	165,860	2,000			19,050	82,500	269,410	76,510	個別協約	30.00	日
Q q	〃	174,790	18,480			12,700		205,970	13,070	大型C F	20.00	日
R r	〃	174,170		26,126				200,296	7,396	個別協約	—	日

最低賃金の改正に係る参考資料

海上旅客運送業最低賃金決定状況（地方運輸局長等関係）

（単位：円）

区 分	決定公示 年月日	職 員	部 員
北海道	R6.3.11	254,800	193,950
東 北	R6.3.1	254,300	192,400
関 東	R6.3.1	255,800	194,400
北陸信越	R6.3.5	254,450	189,300
中 部	R6.3.29	255,600	193,350
近 畿	R6.3.18	255,700	194,300
神 戸	R6.3.18	255,800	194,350
中 国	R6.3.1	254,450	187,600
四 国	R6.3.5	254,450	187,500
九 州	R6.4.22	254,400	187,500
沖 縄	R6.3.5	255,750	192,900

費目別、世帯人員別標準生計費(令和6年4月)

単位:円

世帯人員 費 目	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	32,960 (33,220) -260	41,900 (33,500) 8,400	54,450 (52,750) 1,700	67,010 (72,000) -4,990	79,570 (91,240) -11,670
住居関係費	45,350 (46,640) -1,290	50,820 (49,610) 1,210	46,850 (45,080) 1,770	42,880 (40,550) 2,330	38,910 (36,020) 2,890
被服・履物費	5,970 (5,760) 210	5,580 (3,920) 1,660	8,510 (6,340) 2,170	11,450 (8,760) 2,690	14,390 (11,180) 3,210
雑費Ⅰ	24,220 (24,830) -610	33,210 (25,830) 7,380	50,890 (49,460) 1,430	68,590 (73,090) -4,500	86,280 (96,720) -10,440
雑費Ⅱ	10,610 (10,460) 150	19,130 (12,220) 6,910	24,040 (16,990) 7,050	28,960 (21,770) 7,190	33,870 (26,540) 7,330
計	119,110	150,640	184,740	218,890	253,020
前年	120,910	125,080	170,620	216,170	261,700
対前年増減	-1,800	25,560	14,120	2,720	-8,680
対前年比 (前年100)	98.5	120.4	108.3	101.3	96.7

※ 費目欄の()の数字は、前年金額を示す。

※ 費目欄の下段は、対前年との差額を示す。

※ 各費目の構成項目

食料費 食料

住居関係費 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 被服及び履物

雑費Ⅰ 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

資料出所:「令和5年人事院勧告(参考資料)」

「令和6年人事院勧告(各種調査等の結果詳細)」

消費者物価指数（１０大費目）

年平均		総合	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費
ウエイト		10000	2626	2149	693	387	353	477	1493	304	911	607
指数・2年100	令和元年	100.0	98.7	99.4	102.5	97.7	98.9	99.7	100.2	108.4	100.6	102.1
	2年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	3年	99.8	100.0	100.6	101.3	101.7	100.4	99.6	95.0	100.0	101.6	101.1
	4年	102.3	104.5	101.3	116.3	105.5	102.0	99.3	93.5	100.9	102.7	102.2
	5年	105.6	112.9	102.4	108.5	113.8	105.7	101.2	95.8	102.1	107.1	103.7
対前年比・%	令和元年	0.5	0.4	0.3	2.3	2.2	0.4	0.7	△ 0.7	△ 1.5	1.6	0.0
	2年	0.0	1.4	0.6	△ 2.4	2.3	1.1	0.3	△ 0.2	△ 7.8	△ 0.6	△ 2.0
	3年	△ 0.2	0.0	0.6	1.3	1.7	0.4	△ 0.4	△ 5.0	0.0	1.6	1.1
	4年	2.5	4.5	0.6	14.8	3.8	1.6	△ 0.3	△ 1.5	0.9	1.1	1.1
	5年	3.2	8.1	1.1	△ 6.7	7.9	3.6	1.9	2.5	1.2	4.3	1.4
月別指数・2年100	05年1月	104.7	109.5	102	124.5	108.5	102.6	99.7	94.4	101	103	102.9
	2月	104	110	102.1	110.8	109.2	103.2	100.3	94.3	101.3	103.4	103.2
	3月	104.4	110.4	102.1	110.2	111.4	104.6	100.7	94.6	101.4	104.5	103.3
	4月	105.1	111.6	102.2	109.9	114.1	106.3	100.6	94.6	102.4	106.3	103.3
	5月	105.1	112.2	102.3	105.6	115.2	106.3	101.1	94.9	102.4	107.1	103.4
	6月	105.2	112.2	102.3	108	114.8	106.1	101.3	94.9	102.4	105.9	103.6
	7月	105.7	113.1	102.4	105.8	115.3	104.8	101.3	96.4	102.4	108.1	103.5
	8月	105.9	113.5	102.4	103.4	114.4	104	101.4	97.4	102.4	110.1	104.1
	9月	106.2	115	102.5	101.5	115	107.1	101.6	97.3	102.4	108.6	104.2
	10月	107.1	116.3	102.5	107.7	116.2	107.5	101.9	97.2	102.4	109.6	104.2
	11月	106.9	115.6	102.6	107.2	116.3	108	102.2	96.9	102.4	109.2	104.2
	12月	106.8	115.2	102.6	107.1	115.7	107.4	102	97.1	102.4	109.8	104.1
	06年1月	106.9	115.7	102.7	107.2	115.6	105.7	102.1	97.2	102.4	110.0	104.1
	2月	106.9	115.3	102.8	107.4	114.8	105.9	102.1	97.0	102.6	111.0	104.3
	3月	107.2	115.7	102.8	108.3	114.9	107.0	102.2	96.9	102.7	112.1	104.4

資料出所：総務省統計局「2020年基準 消費者物価指数(全国)」

決定方式、産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

1. 決定方式別の最低賃金決定件数及び適用労働者数

(R6.3末現在)

決 定 方 式	決定件数	適用労働者数 (百人)
最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金(法第16条)	271	—
(1) 地域別最低賃金	47	—
(2) 産業別最低賃金	224	28,333
イ 新産業別最低賃金	222	28,315
① 厚生労働大臣決定分	0	0
② 都道府県労働局長決定分	222	28,315
ロ 従来の産業別最低賃金	2	18
① 厚生労働大臣決定分	1	4
② 都道府県労働局長決定分	1	14

下記2-1

下記2-2

2. 産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

2-1 新産業別最低賃金

(R6.3末現在)

業 種		決定件数	適用使用者数 (百人)	適用労働者数 (百人)
製 造 業	食料品・飲料製造業関係	5	3	143
	繊維工業関係	5	6	126
	木材・木製品製造業関係	1	1	6
	パルプ・紙・紙加工品製造業関係	2	1	77
	印刷・同関連産業関係	1	3	33
	塗料製造業関係	4	1	61
	ゴム製品製造業関係	1	1	42
	窯業・土石製品製造業関係	4	3	101
	鉄鋼業関係	20	29	1,398
	非鉄金属製造業関係	9	8	411
	金属製品製造業関係	4	8	108
	一般機械器具製造業関係	25	216	4,993
	精密機械器具製造業関係	7	7	222
	電気機械器具製造業関係	45	198	8,377
	輸送用機械器具製造業関係	33	134	8,271
小 計	166	619	24,369	
非 製 造 業	新聞・出版業関係	1	1	5
	各種商品小売業関係	30	14	1,981
	自動車小売業関係	23	198	1,908
	自動車整備業関係	1	10	31
	道路貨物運送業関係	1	3	21
小 計	56	226	3,946	
合 計	222	845	28,315	

2-2 従来の産業別最低賃金

(R6.3末現在)

業 種	決定件数	適用使用者数 (百人)	適用労働者数 (百人)
木材・木製品・家具・装備品製造業関係	1	3	14
全国非金属鉱業(厚生労働大臣決定)関係	1	1	4
合 計	2	4	18

- 注： 1 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。
 2 適用使用者数及び適用労働者数は、令和3年経済センサス活動調査等に基づき推計した数値である。
 3 適用使用者数及び適用労働者数は、100人未満の数値を四捨五入した数値。ただし、合計が50人未満の場合は全て「1(百人)」としている。
 4 全国非金属鉱業(厚生労働大臣決定)関係の適用使用者数・適用労働者数については平成元年のもの。

資料出所：「令和6年度版最低賃金決定要覧(労働調査会出版局編)」

地域別・産業別最低賃金の全国加重平均額（令和6年3月末現在）

単位：円（件数）

事 項 別				年 度	令和 5 年度	令和 4 年度	
地 域 別 最 低 賃 金					1, 004 (47)	961 (47)	
				対前年度上昇率 (%)	4. 47	3. 33	
特 定 最 低 賃 金 （※ 1、2）	新 産 業 別 最 低 賃 金	製 造 業	食料品・飲料製造業関係		876 (5)	829 (7)	
			繊維工業関係		800 (5)	799 (5)	
			木材・木製品製造業関係		876 (1)	876 (1)	
			パルプ・紙・紙加工品製造業関係		857 (2)	845 (1)	
			印刷・同関連産業関係		850 (1)	850 (1)	
			塗料製造業関係		1, 026 (4)	988 (4)	
			ゴム製品製造業関係		915 (1)	915 (1)	
			窯業・土石製品製造業関係		966 (4)	938 (4)	
			鉄鋼業関係		1, 038 (20)	999 (20)	
			非鉄金属製造業関係		918 (9)	901 (9)	
			金属製品製造業関係		962 (4)	937 (4)	
			一般機械器具製造業関係		981 (25)	956 (25)	
			精密機械器具製造業関係		973 (7)	939 (7)	
			電気機械器具製造業関係		960 (45)	930 (45)	
			輸送用機械器具製造業関係		1, 002 (33)	972 (33)	
			小 計		981 (166)	952 (168)	
		非 製 造 業	新聞・出版業関係		879 (1)	879 (1)	
			各種商品小売業関係		862 (30)	849 (30)	
			自動車小売業関係		952 (23)	923 (23)	
			自動車整備業関係		965 (1)	923 (1)	
			道路貨物運送業関係		910 (1)	910 (1)	
			小 計		906 (56)	887 (56)	
	合 計				970 (222)	943 (224)	
				対前年度上昇率 (%)	2. 86	2. 17	
	旧 産 業 別 最 低 賃 金					816 (1)	816 (1)
	総 合 計					970 (223)	942 (225)

※1 本表の金額は、各都道府県に設定されている特定最低賃金の全国加重平均時間額であり、（ ）内は設定件数である。

※2 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。

全国を適用地域とする新産業別最低賃金 （厚生労働大臣決定）	(0)	(0)
全国を適用地域とする旧産業別最低賃金 （厚生労働大臣決定）	(日 額) 5, 772 (1)	(日 額) 5, 772 (1)

資料出所:「令和6年度版最低賃金決定要覧(労働調査会出版局編)」

地域別最低賃金額改定の目安の推移

単位:円(%)

ランク (注1、2) 年度	Aランク		Bランク		Cランク		Dランク		平均 引上げ率
	引上げ 額	引上げ 率	引上げ 額	引上げ 率	引上げ 額	引上げ 率	引上げ 額	引上げ 率	
平成19年度	19	(2.69)	14	(2.09)	9 ～ 10	(1.39) (1.54)	6 ～ 7	(0.98) (1.14)	(1.62)
平成20年度	15	(2.07)	11	(1.61)	10	(1.52)	7	(1.13)	(1.48)
平成21年度	最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、答申において示された乖離額の解消に関する考え方により算出される金額 その他の地域については、現行水準の維持を基本として引上げ額の目安は示さないことが適当								
平成22年度	原則として下記「1.」の金額 最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. A～Dランクですべて10円 2. 答申において示された、乖離額の解消に関する考え方により算出された金額								
平成23年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク4円、B～Dランク1円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成24年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク5円、B～Dランク4円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成25年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク19円、Bランク12円、C・Dランク10円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成26年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク19円、Bランク15円、Cランク14円、Dランク13円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成27年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク19円、Bランク18円、C・Dランク16円								
平成28年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク25円、Bランク24円、Cランク22円、Dランク21円								
平成29年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク26円、Bランク25円、Cランク24円、Dランク22円								
平成30年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク27円、Bランク26円、Cランク25円、Dランク23円								
令和元年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク28円、Bランク27円、Cランク26円、Dランク26円								
令和2年度	新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用への影響等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当。								
令和3年度	下記「1.」の金額とする 1. A～Dランク全てにおいて28円								
令和4年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク31円、Bランク31円、Cランク30円、Dランク30円								
令和5年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円								
令和6年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク50円、Bランク50円、Cランク50円								

- (注) 1. 各ランクごとの引上げ額(改定の目安)は、最低賃金(時間額)に対する金額である。
2. A～Dのランクは、各都道府県の経済実態に基づき区分されたもの。
3. 平成26年度の最低賃金額の改定の結果、最低賃金が生活保護水準を下回る地域は解消された。

地域別最低賃金額一覧

目安が適用 されるランク		令和4年度最低賃金額		対前年度 増減額	令和5年度最低賃金額		対前年度 増減額
		時間額	発効年月日		時間額	発効年月日	
全国加重平均額		961 ^円	—	31 ^円	1,004 ^円	—	43 ^円
A	埼玉	987	R4.10.1	31	1,028	R5.10.1	41
	千葉	984	R4.10.1	31	1,026	R5.10.1	42
	東京	1,072	R4.10.1	31	1,113	R5.10.1	41
	神奈川	1,071	R4.10.1	31	1,112	R5.10.1	41
	愛知	986	R4.10.1	31	1,027	R5.10.1	41
	大阪	1,023	R4.10.1	31	1,064	R5.10.1	41
B	北海道	920	R4.10.2	31	960	R5.10.1	40
	宮城	883	R4.10.1	30	923	R5.10.1	40
	福島	858	R4.10.6	30	900	R5.10.1	42
	茨城	911	R4.10.1	32	953	R5.10.1	42
	栃木	913	R4.10.1	31	954	R5.10.1	41
	群馬	895	R4.10.8	30	935	R5.10.5	40
	新潟	890	R4.10.1	31	931	R5.10.1	41
	富山	908	R4.10.1	31	948	R5.10.1	40
	石川	891	R4.10.8	30	933	R5.10.8	42
	福井	888	R4.10.2	30	931	R5.10.1	43
	山梨	898	R4.10.20	32	938	R5.10.1	40
	長野	908	R4.10.1	31	948	R5.10.1	40
	岐阜	910	R4.10.1	30	950	R5.10.1	40
	静岡	944	R4.10.5	31	984	R5.10.1	40
	三重	933	R4.10.1	31	973	R5.10.1	40
	滋賀	927	R4.10.6	31	967	R5.10.1	40
	京都	968	R4.10.9	31	1,008	R5.10.6	40
	兵庫	960	R4.10.1	32	1,001	R5.10.1	41
	奈良	896	R4.10.1	30	936	R5.10.1	40
	和歌山	889	R4.10.1	30	929	R5.10.1	40
	島根	857	R4.10.5	33	904	R5.10.6	47
	岡山	892	R4.10.1	30	932	R5.10.1	40
	広島	930	R4.10.1	31	970	R5.10.1	40
	山口	888	R4.10.13	31	928	R5.10.1	40
	徳島	855	R4.10.6	31	896	R5.10.1	41
	香川	878	R4.10.1	30	918	R5.10.1	40
	愛媛	853	R4.10.5	32	897	R5.10.6	44
	福岡	900	R4.10.8	30	941	R5.10.6	41
C	青森	853	R4.10.5	31	898	R5.10.7	45
	岩手	854	R4.10.20	33	893	R5.10.4	39
	秋田	853	R4.10.1	31	897	R5.10.1	44
	山形	854	R4.10.6	32	900	R5.10.14	46
	鳥取	854	R4.10.6	33	900	R5.10.5	46
	高知	853	R4.10.9	33	897	R5.10.8	44
	佐賀	853	R4.10.2	32	900	R5.10.14	47
	長崎	853	R4.10.8	32	898	R5.10.13	45
	熊本	853	R4.10.1	32	898	R5.10.8	45
	大分	854	R4.10.5	32	899	R5.10.6	45
	宮崎	853	R4.10.6	32	897	R5.10.6	44
	鹿児島	853	R4.10.6	32	897	R5.10.6	44
	沖縄	853	R4.10.6	33	896	R5.10.8	43

※ 令和4年度と令和5年度の差額43円には、全国加重平均額の算定に用いる労働者数の更新による影響分(1円)が含まれている。

資料出所：「令和6年度版最低賃金決定要覧（労働調査会出版局編）」

給与勧告の実施状況等

年度	人事院勧告			勧告の実施状況 (国会決定)	経済社会事情		
	勧告月日	内容 (ベア率)	実施時期		経済成長率 (GDP)	消費者物価 (年平均)	春闘賃上率
20	8月8日	なし	――	――	△ 4.1	1.4	1.99
21	8月11日	△ 0.22	給与法公布日の翌月	勧告どおり	△ 3.6	△ 1.4	1.83
22	8月10日	△ 0.19	給与法公布日の翌月	勧告どおり	1.5	△ 0.7	1.82
23	9月30日	△ 0.23	給与法公布日の翌月	勧告どおり	△ 1.0	△ 0.3	1.83
24	8月8日	なし	※	――	△ 0.1	0.0	1.78
25	勧告なし	――	※	――	2.7	0.4	1.80
26	8月7日	0.27	4月1日	勧告どおり	2.1	2.7	2.19
27	8月6日	0.36	4月1日	勧告どおり	3.3	0.8	2.38
28	8月8日	0.17	4月1日	勧告どおり	0.8	△ 0.1	2.14
29	8月8日	0.15	4月1日	勧告どおり	2.0	0.5	2.11
30	8月10日	0.16	4月1日	勧告どおり	0.2	1.0	2.26
R1	8月7日	0.09	4月1日	勧告どおり	0.0	0.5	2.18
R2	10月7日	なし	――	――	△ 3.2	0.0	2.00
R3	8月10日	なし	――	――	3.0	△ 0.2	1.86
R4	8月8日	0.23	4月1日	勧告どおり	2.5	2.5	2.20
R5	8月7日	0.96	4月1日	勧告どおり	5.0	3.2	3.60
R6	8月8日	2.76	4月1日	――	－	－	5.33

(資料出所) 1. 内閣府(経済成長率(GDP)、名目、対前年比)

2. 総務省統計局(消費者物価指数、対前年比)

3. 厚生労働省(「民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況」、春闘賃上げ率＝定昇込み)

※: 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づき、平成24年4月から給与減額支給措置を実施(平成26年3月まで)